

第3回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成18年1月16日（月）午後3時～午後5時5分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、事務局職員4人
- 4 議事内容（概要要旨）

（1）宝塚市におけるパブリック・コメントの実施状況について

- ・ 前回の審議会（平成17年10月31日）から本審議会（平成18年1月16日）までに終了したパブリック・コメントは次のとおりです。
 - * 総合計画後期基本計画（案）について、平成17年10月1日から平成17年10月31日までの間で意見募集を実施いたしました。意見提出は2人から4件ありました。
 - * 第2次環境基本計画（案）について、平成17年10月14日から平成17年11月14日までの間で意見募集を実施いたしました。意見提出は2人から3件ありました。
 - * （仮称）宝塚市男女共同参画プラン（案）について、平成17年11月1日から11月30日までの間で意見募集を実施いたしました。意見提出は4人から7件ありました。ただし、結果の公表は平成18年2月1日の予定としております。
 - * ゴールドプラン21宝塚、正式名称がゴールドプラン21宝塚「宝塚市高齢者保健福祉計画・第3期宝塚市介護保険事業計画」（素案）について、平成17年11月15日から平成17年12月14日までの間で意見募集を実施いたしました。現在、意見等の集約中です。
- ・ 現在、パブリック・コメントを実施中のもの
 - * 宝塚音楽学校旧校舎等利活用計画（案）の意見募集、宝塚市経営改革大綱（案）の意見募集を平成18年1月4日から2月3日までの間で実施中です。
- ・ 本審議会までに以上のパブリック・コメントについての苦情についての申し出はありませんでした。
- ・ 一般市民は、意見が苦情になってしまう場合や市からの回答が自分の意に添わない場合などは苦情となることがある。パブリック・コメントの手続きに関して苦情を言うことができる制度があるということを市のホームページにでも掲載すべきです。
- ・ 第2次宝塚市環境基本計画（案）に関連して、ごみ問題で、2年間、各自治会の会長等と討論等を行うとともに、アンケート調査を行いました。さらに11回の審議会を行ったうえで案を市に提出しました。案を提出した後も、市が、さらに各自治会に説明に回っています。このような取り組みをしている場合は、パブリック・コメントはいらぬのではないかと考えられます。
- ・ パブリック・コメントの意義の一つとしては、その事案が組み立てられてきた過

程をも含めて、市民に提示することです。意見が出たから、必ずその意見を取り入れて決定しなければならないと言う訳ではありません。適用除外などの項目に規定がないためであり、基準なり指針をつくれば、上記のような議論は起こらないと思います。また、このことが本条例の欠点になっています。実施していくなかで、パブリック・コメントをする必要のないものもでてくると思われるので、そのようなものを類型化し、対象からはずして行けばよいのではないかと考えます。

- ・ 条例上は政策形成プロセスにおいて、8～9割政策等が固まった段階でパブリック・コメントを実施することになっています。国もこの点はほとんど同じです。政策等の形成段階における最終段階の直前で、念のため、もう一度市民の皆さんにご意見をお聴きするというものです。
- ・ 利害関係者が検討委員会に入っている場合は、パブリック・コメントを行わないと透明性は得られないと思います。
- ・ 利害関係者でつくる審議会に付託されたような案件でも市民にとって大切なものであるため、案が固まった段階で意見を聴いていくことも一つの方法としてあるが、市民の意見が反映される余地は少ないとは思いますが。

○ まとめ

- ・ パブリック・コメントの実施状況の報告については、市民パブリック・コメント条例第12条第2項に規定するパブリック・コメント手続きの実施及び運用の状況の評価に関する事項の報告になりますが、平成17年度中に実施したパブリック・コメントについては、まだ、終わっておりません。各担当部局がまとめを行い、本審議会に報告してもらうまでの時間がいります。3月か、若しくは4月にずれこんでもかまわないと考えます。評価については、その時に行うこととします。

(2) 市民パブリック・コメント条例の運用と解釈について

- ・ パブリック・コメント条例の運用と解釈について本審議会において、検討していくことにしたいと思います。今回は、適用除外の項目について、精査していきたいと思えます。
- ・ 審議会で審議しているものは、パブリック・コメントをしなくてもよいとの議論がありましたけれども、我々の中では、審議会で審議されているとしても、パブリック・コメントを行うことによって、市民から多様な意見が採れることから、策定しようとする政策等がより補強されるのではないかと、との意見でした。
- ・ パブリック・コメント条例の第4条に対象についての規定がありますが、対象とするもののなかで、金銭徴収に関する事項は運用で対象外にしています、これについて、皆さんにご意見をお聴きしたい。

- ・ パブリック・コメント条例第4条については、施行規則第2条でさらに詳しく書かれています。この規定をどのように深めていくかということについて、皆さんにご意見をお聴きしたいと思います。
- ・ パブリック・コメント条例では、パブリック・コメントの実施については、各部局が判断することになっておりますが、その判断が誤っている場合、市民がこの審議会に苦情として申し立てを行うこととなります。この場合に我々が、実施の必要の有無について答申を出すこととなります。この答えを出す場合における、ルールをある程度深めていく必要があるのではないかと思います。このため、条例全てをパブリック・コメントの対象にするのがよいのか、様々な方向から検討する必要があると考えます。
- ・ 隠れている分野の問題として、議会議員の12分1の賛成があれば条例提案ができます。議員が条例案を議会に上程する前に議会事務局を通じて市民にパブリック・コメントを実施するべきではないかということも想定しなければならない。
- ・ 直接請求による条例等は、我々市民が直接行うものであることから、パブリック・コメントの実施は除外してもよいということはあると思います。
- ・ 金銭徴収に関しては、住民は全ての面において関わりを持っておりますので、住民の意見を聴いたほうがよいと考えます。必要性があるから新たに徴収や改定を行うわけですから、決定に当たり、データがあり根拠がきちっとあるわけですから、住民にこれらを示せばよいわけですから、あえて、パブリック・コメントの対象から除外する必要はないと思います。むしろ、対象とすることによって、住民が監督するということになり、担当部局は必死になって資料を作成し、合理的根拠を市民に公表していくこととなります。まさしく、そこにパブリック・コメントの機能の一つがあると言えると思います。
- ・ 指定管理者制度において、料金については条例の対象になっております。このことについてパブリック・コメントが一切行われなくなると、大変なことにならないかなという思いが強くなります。
- ・ 指定管理者制度により、市民の手でコミュニティセンターを運営することになるのですが、免除制度の問題、部屋料とかを徴収しない場合がありますが、徴収しなければ、我々市民でも運営できない。制度を変えていくと利用料金が上がってくる。受益者負担の理屈は理解するが、だからと言って、利用料金の値上がりについては、市民はわかってこない。そうすると、いろいろなコミュニティの取り組みについてのパワーが減ってくるのではないかと心配があります。以上のことから、我々の立場からしても、今言われた問題についてもパブリック・コメントを実施したほうがよいと考えます。
- ・ 直接請求を対象外としているから料金徴収に関することも対象外にするというのは論理が捻れているように思います。

- ・ 宝塚市は、1件につき1回答としている。提出意見も2人4件とか3人で3件という程度ですから丁寧に答えることができます。これが、50件とか100件とかの意見が出てきたときに今のような方法で回答を書いていたら手が回らなくなります。担当部局もこのような恐怖感があるのではないかと思います。神戸市は出てきた意見をグループに分けて、グループで一括の回答としている。私はそれでもよいと思います。一人一人に回答しなければならないという恐怖感を持つ必要はない訳でして、このあたりを合理化すれば、市民からのコメントに対する回答を返すことができますと思います。
- ・ 宝塚市は全国に先駆けて、行っていると言うことで満足をしているような感じがしています。続けてやっていける方法を考えていかないと何も変わらずに終わってしまう気がします。市民にどれだけパブリック・コメント制度が浸透しているのか、疑問である。また、事務局も始めたばかりでパブリック・コメント制度に追いついていないのが問題であると思います。
- ・ パブリック・コメントの回数、機会が増えれば、増えるほど、市民の中から、きちっと公開されている、逆に市民の方に問題があると言うものが出てくるのが期待できます。
- ・ 抽象度の高い総合計画などの基本構想を市民に見せられても分からない。分かりやすい内容にしてパブリック・コメントを行うことに踏み切ったほうがよいのではないか、という気がします。できること、できないことがありますので、交通整理とルールづくりは一旦、事務局にその作業はお預けしてみたい。基本的には全面公開であると思います。
- ・ 市役所が強烈な負担を負う制度は無理ですから、金銭徴収に関する事項でも軽微な変更の場合は対象としないことも可能ではないかと思います。
- ・ 議会の議員提案条例もこの基準に沿って、パブリック・コメントを行うことが我々としては望ましいと思っていること、要望していることをこの審議会としての考えであるとして、議員提案についてパブリック・コメントを行うとした場合の問題を事務局の方で法制担当と調整してもらえませんか。
- ・ 全市民に民意を問うと言っても全市民が理解していると言うことをベースに置くのは無理である。コミュニティの活動はトップスターをつくって、盛り上げていく方法ではなく、底辺をつくっていく活動であると考えます。

○ まとめ

- ・ パブリック・コメント制度は、言い換えれば全ての市民が少しでも市政に係わることにより、少しでも施策などの評価をしてもらう。金銭徴収に関する事項も含めて、そのような評価を体験してもらうということですから、この体験者を増やすためのチャンネルとして、パブリック・コメントの対象を広げる方がよいという戦略論として一つは納得していただけたらと思います。

- ・ 審議会で検討されている場合は、審議会に一旦、パブリック・コメント原案として承認を得る手続きをとるべきであると考えます。
そして、パブリック・コメントの結果を受けて、審議会としてどのように加工していただけますか、というように審議会にまかせていく。そうすることによって、審議会は修正すべきは修正していくと思います。
- ・ 審議会の確定原案として、アリバイ的にパブリック・コメントをするというような方法では、意見が出てきても修正が出来なくなります。審議会にパブリック・コメントに関することも含めて、責任を負わすことが一番よいのではないのでしょうか。
- ・ 条例の扱いにつきましては、事務局の方で資料整理をしていただいて、もう一度、委員のご意見をいただきたい。

(3) その他

次回開催は、4月17日午後3時から、場所もこの場所で行いたいと思います。